

夕張市農業委員会
第5回総会議事録

令和3年1月26日

夕張市役所 特別会議室

1. 開催時間 9 時 57 分から 10 時 24 分

2. 出席委員（農業委員、農地利用最適化推進委員）

（農業委員）

職名	氏名	出欠
会長	後藤 敏一	出
会長代理	①前田 尚輝	出
委員	②工藤 政則	出
委員	③板谷 忠弘	出
委員	④清野 治彦	出
委員	⑤秋元 斎	出
委員	⑥豊田 英幸	出

（農地利用最適化推進委員）

職名	氏名	出欠
推進委員	宇野 裕治	出
推進委員	高木 貢	欠
推進委員	山崎 雅美	出
推進委員	政氏 登治	出
推進委員	村越 裕一	出

合計出席者数 7 名

3. 議事録氏名委員 板谷委員、清野委員

4. 事務局出席者

事務局次長 福士 泰史
主事 杉山 良磨
書記 菅野 政輝

地域振興課 平井 薫
地域振興課 朝日 敏光

5. 議事

議案第 1 号 令和 2 年度第 2 号農用地利用集積計画について
議案第 2 号 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について
報告第 1 号 令和 2 年分贈与税・不動産取得税の納税猶予事務について
報告第 2 号 農地の賃貸借の合意解約について
報告第 3 号 農業経営改善計画の認定について
その他

【総会議事録】

次長 夕張市農業委員会第 5 回総会の開会に先立ち会長からご挨拶をお願いいたします。

会長 （挨拶）

議長 只今から、夕張市農業委員会第 5 回総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員 7 名全員との出席でございます。農業委員会法 27 条第 3 項の規定に基づき、本総会が成立していることを報告いたします。議事録署名委員は 3 番板

谷委員、4番の清野委員にお願いいたします。また、本日は推進委員の皆さんにも出席をいただき、人・農地プランの集落座談会開催についての協議をしたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

議長 行政行事報告について、事務局より報告をお願いします。

次長 (報告)

議長 何かございますか、なければ議案第1号令和2年度第2号農用地利用集積計画について説明願います。

書記 2頁をご覧ください。議案第1号令和2年度第2号農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、夕張市長より令和2年度第1号農用地利用集積計画を次のとおり定めたいとの申越しがあったので、本会の決定を求めるものでございます。

3頁の別紙をご覧ください。案件は2件で売買でございます。番号1は利用権の設定を受ける者が●●●●●番地の●●●●●さん。利用権の設定をする者が●●●●●番地の●●●●●さんです。土地の所在は●●●●番地●●から●●番地の計●●筆で面積は合計●●●●●㎡です。畑として利用となり金額は●●●●●円です。番号2について、利用権の設定を受ける者が●●●●●番地の●●●●●さん。利用権の設定をする者が●●●●●番地の●●●●●さんです。土地の所在は●●●●番地●●の●筆で面積は合計●●●●●㎡です。畑として利用となり金額は●●●●●円です。

この2件につきましては昨年から調整が続いておりましたが、この度利用調整が終了し集積計画となりました。担当委員の皆さまにおかれましてはご尽力いただき大変ありがとうございました。4頁に農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書の記載がありますが、2件とも各号に適合する内容となっております。5頁には図面がありますのでご確認の程よろしくをお願いいたします。説明は以上です。

議長 ただいま事務局より議案第1号の説明がありました。皆さんからは何かありますか。なければこの件については可決といたします。次に議案第2号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について説明願います。

書記 6頁をご覧ください。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、令和元年11月28日にの全国農業会議所が開催した令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、この申し合わせ決議の趣旨に則り、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底の姿勢を強く示すこととし、本会の決定を求めるものでございます。この内容につきましては昨年からの継続の取り組みで7頁に当委員会における決議事項の記載がありますので、会長に読み上げていただき決議いただきたいということでご提案申し上げます。

会長 それでは、読み上げます。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議、私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和3年1月26日、夕張市農業委員会。

議長 議案第2号の説明と読み上げが終わりましたが、ご意義ありませんか。異議がないので、本案件は可決いたします。では、報告に入ります。報告第1号令和元年分贈与税・不動産取得税の納税猶予事務について説明願います。

主事 8頁をご覧ください。令和2年分贈与税・不動産取得税の納税事務について、租税特別措置法第70条の4の適用を受ける該当者は次のとおりでございます。まず、1番の新規適格者証明該当者は該当なしでございます。2番の贈与税の納税猶予継続該当者は、記載の5名でございます。3番の納税猶予を受けない者の該当はありません。2番の継続者に該当する方々におかれましては、後日農協さんの会議室をお借りし、ご本人と事務局で事務手続きの実施を予定しております。説明は以上です。

議長 ただいま報告第1号の説明がありました。何かございますか。なければ報告第1号については承認いたします。次に報告第2号について説明願います。

主事 9頁をご覧ください。農地の賃貸借の合意解約について、農地法第18条第6号の規定により次のとおり合意解約の通知があったので、次のとおり報告いたします。1の土地の所在については●●●番地●で地目は公簿、現況共に畑です。面積は●●●●㎡の内●●●●㎡で賃貸人が●●●●さんで賃借人が●●●●さんです。2の賃貸借の合意が成立した日は令和2年●●月●●日で土地の引渡しの時期は令和2年●●月●●日です。報告第2号の説明は以上です。

議長 ただいま報告第2号の説明がありました。何かございますか。なければ報告第1号については承認いたします。次に報告第3号について説明願います。

主事 10頁をご覧ください。農業経営改善計画の認定について、夕張市長より農業経営基盤強

化促進法に基づき、農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者について通知があったので、次のとおり報告いたします。1の認定農業者は別紙一覧表のとおりで11頁に9名の認定者の記載がありますのでご確認ください。2の認定期間ですが令和2年●●月●●日から5年間の内容となっております。説明は以上です。

議長 ただいま報告第3号の説明がありました。一覧の確認で少し時間を取ります。何かございますか。なければ報告第1号については承認いたします。報告は以上ですが次にその他入ります。事務局から説明願います。

書記 12頁をご覧ください。人・農地プランの実質化に関する集落座談会の開催についてですが、昨年2月に開催をさせていただきました座談会からコロナの関係もあり日程が少し経過しましたが、実質化に向けて開催を企画いたしたいと考えておりますのでご説明いたします。座談会の内容については、昨年実施した座談会とアンケート調査を基に10年後の夕張市の農業また農地について地図化し、話し合いを行うという内容で座談会の流れとしては議案に記載がありますが、前回から具体化したものを話し合っていたという内容です。前回のとおり座長については農地利用最適化推進委員の皆さんにご協力いただき進めて参りたいと考えておりますので、総会終了後に日程の調整をさせていただき予定となっております。最終的に実質化した内容は農業関係団体と調整の上夕張市において公表されることとなります。農業委員の皆様にもご協力をいただきますのでよろしくお願いいたします。説明は以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありました。何かありますでしょうか。日程が決まったらご案内があると思いますし、夕張の農地の課題については委員の皆さんも持っていることでしょうか。是非いろんな意見やアイデアを出していただいて実質化に向けた座談会が行えるようにご協力をお願いしたいと思います。その他、委員の皆様から何かありますか。なければ以上をもって総会を閉会いたします。

令和3年1月26日

議事録署名委員 3番 板谷 忠弘

4番 清野 治彦